

# 個人・民間事業者等の皆さまへ

## 「手続見直し提案ポスト」のご案内

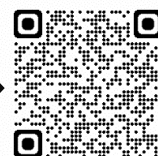


毎年実施している  
イベントの申請手続を  
簡素化できないか…

公共施設の予約  
をネットでできな  
いかしら…



「手続見直  
し提案ポ  
スト」のHP  
はコチラ



不便に感じた県の行政手続や実情に合っていない規制  
の見直しにつながる提案を広く募集します！！

### 手続見直し提案ポストとは？

個人や民間事業者等の皆様からの行政手続や規制の見直しに関する提案を受付けるワンストップ窓口として、県庁内の適切な部署への橋渡しや調整等による検討を行い、行政手続や規制の見直しによる利便性向上や地域活性化等につなげます

### 提案できる内容は？

1. 「行政手続」に関すること  
県に提出する申請、届出、申込などの行政手続全般が対象です。  
(提案例) ○○申請手続を簡素化してほしい。添付書類の△△は不要ではないか。
2. 「規制」に関すること  
県が権限を有する法令、条例、規則や各種様式を含む事務手続の規定など、  
県が所管する規制全般が広く対象です。  
(提案例) ○○条例に定められた基準が厳しすぎる。△△の方法により緩和できないか。

※県の予算や組織、思想信条に関するもの、誹謗中傷や権利侵害、個別の紛争事項をはじめ、県の所管する手続や規制と関係のない提案については検討の対象となりません。

### 提案の方法は？

1. とっとり電子申請サービス (右下のQRコードを読み取り)
2. 電子メール、郵送又はファクシミリ  
次の内容を記載のうえ提案ください (提案の様式は自由ですが、必要に応じて「手続見直し提案ポスト」ホームページにある提案様式を活用ください)。

< 提案書の記載事項 > ※①・②については提案内容の確認等のための問合せに使用します

- ①個人の氏名又は企業等の名称
- ②個人の連絡先又は企業等担当者氏名・連絡先
- ③提案名
- ④提案の具体的内容 (求める措置の具体的内容・支障事例・見直しによる効果など)

### 提案後はどうなるの？

県の関係部局や「鳥取県協働連携会議」で検討を行い、その結果を県ホームページに掲載します。(原則として提案者への個別回答は行いませんので予めご了承ください。)

お問合せ・提案先

電子メール：[minkanteian@pref.tottori.lg.jp](mailto:minkanteian@pref.tottori.lg.jp)

鳥取県 総務部 デジタル・行財政改革局 行財政改革推進課  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話：0857-26-7071 FAX：0857-26-7616

「とっとり電子  
申請サービス」  
はコチラ

